

水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要綱

	平成19年3月27日付け18経営第7713号
一部改正	平成20年3月31日付け19経営第7083号
一部改正	平成22年4月2日付け21経営第6895号
一部改正	平成23年4月1日付け22経営第7255号
一部改正	平成25年4月1日付け24経営第3676号
	農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、これまで品目別に講じられてきた経営安定対策を見直し、平成19年産から、施策の対象となる担い手を明確化した上でその経営の安定を図るため、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を実施しているところである。

本対策は、食料の安定供給という国の責務を果たす観点等から、国が中心となって行うこととし、交付金の交付を受けようとする農業者（以下「対策加入者」という。）が国に交付の申請を行い、国が対策加入者に対し直接交付金の交付を行うこととしているが、対策加入者の申請手続等の利便性の向上を図る観点から、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）第6の2の（1）の規定に基づき、民間団体が対策加入者との申請手続等に係る事務委託契約により、対策加入者個々の申請書等を取りまとめて一括して申請を行うこと（以下「一括申請」という。）を可能としているところである。

これにより、対策加入者の申請手続等の利便性の向上が図られるだけでなく、国にとっても、対策加入者が個々に申請手続等を行う場合に比べ、事務処理の効率化及び経費の節減が図られることとなり、本対策における申請手続等の円滑化・効率化に資することから、民間団体が行う一括申請等の取組を推進することとする。

第2 事業の内容

本事業の内容は、事業実施主体が関係組織と連携して行う次に掲げる取組とする。

- 1 一括申請等推進事業
一括申請の推進及び申請手続等に関する説明会の開催の取組
- 2 申請手続等円滑化支援事業
対策加入者の申請手続等の円滑化・効率化に資する取組

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、次に掲げる要件のすべてを満たす民間団体であって、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体とする。ただし、第2の2の事業の実施に当たっては、市町村段階の組織等に委託することができることとする。

- 1 本事業を全国的に実施できる団体であること。
- 2 組織の定款又は規約が定められ、恒常的に存続することが確実と見込まれる団体であること。
- 3 国又は地方公共団体が実施する担い手施策等の農業施策と密接な関係を有する団体であること。

第4 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

(1) 事業計画の作成

事業実施主体は、毎年度、当該年度の事業計画を作成し、経営局長に提出するものとする。

(2) 事業計画の重要な変更

事業計画について重要な変更を行う場合の手続は、(1)の規定による作成の手続に準じて行われるものとする。

2 事業実績の報告

事業実施主体は、前年度の事業実績を、経営局長に報告するものとする。

第5 事業の指導推進

国は、本事業が計画的かつ効果的に推進できるよう、事業実施主体に対し指導等を行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成19年3月27日付け18経営第7713号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日付け19経営第7083号）

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則（平成22年4月2日付け21経営第6895号）

この要綱は、平成22年4月2日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け22経営第7255号）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24経営第3676号）
この通知による改正は、平成25年4月1日から施行する。